HITO-Link エージェントの利用に関する規約

「HITO-Link エージェントの利用に関する規約」（以下、「本規約」といいます）は、パーソルイノベーション株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「HITO-Link エージェント」をご利用いただくうえでの同意事項となります。必ずご一読下さい。なお、本規約は、2020 年 4 月 1 日に施行された改正民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款となります。

第1条　（定義）

1. 本サービスとは、当社が提供する以下各号の機能およびサービスの総称をいいます。本サービスは、日本国内での利用を前提としたサービスです。
   (1) HITO-Link エージェントの使用許諾：パートナーエージェント（本条第 3 項にて定義します）が、求人企業（本条第 2 項にて定義します）または求人企業エージェント（本条第 4 項にて定義します）から明示された求人条件（職業安定法第 5 条の 2 に定める事項を含みます）に該当すると判断する求職者（以下、「求職者」といいます）を求人企業または求人企業エージェントに人材紹介を行い、求人企業または求人企業エージェントがパートナーエージェントから求職者の人材紹介を受けるための求人プラットフォーム（以下、「本システム」といいます）の使用許諾
   (2) サポートサービス：本システムの運用支援および技術サポートサービス
   (3) 前各号に付随または関連するサービス
2. 求人企業とは、本サービスの申込に先立って当社との間で当社が別途提供する「採用支援システム（HITO-Link リクルーティング）」（以下、「HITO-Link リクルーティング」といいます）の利用契約を締結した事業者（以下、「既存求人企業」といいます）または、第 2 条（無償版 HITO-Link リクルーティング）により本サービスの申込と同時に HITO-Link リクルーティングの利用契約を締結した事業者で、HITO-Link リクルーティングのアカウントを付与された事業者をいいます。
3. パートナーエージェントとは、有料職業紹介事業の許可を受けている事業者で、第 3 条（契約の成立）に従い本サービスの利用申し込みを行い、当社が「パートナーエージェント」としてアカウントを付与した事業者をいいます。
4. 求人企業エージェントとは、有料職業紹介事業の許可を受けている事業者で、第 3 条（契約の成立）に従い本サービスの利用申し込みを行い、当社が「求人企業エージェント」としてアカウントを付与した事業者をいいます。
5. エージェントとは、パートナーエージェントおよび求人企業エージェントの総称をいいます。
6. お客様とは、求人企業およびエージェントの総称をいいます。
7. 管理者アカウントとは、当社がお客様に発行する、第 8 項に定める個別アカウントを発行・管理するために必要な ID、パスワードをいいます。
8. 個別アカウントとは、お客様の従業員個々人が本システムを利用するために必要な ID、パスワードのことをいいます。
9. アカウントとは、管理者アカウントと個別アカウントの総称をいいます。
10. 代理店とは、本サービスの販売を行うために当社が選定した販売代理店をいいます。
11. 新卒求人とは、本サービス上に掲載する求人情報（第 10 条に定義します）のうち、株式会社ベネッセ i-キャリアが求人企業エージェントとして求人情報を提供し、本サービス上でその旨が明示されたものをいいます。

第2条　（無償版 HITO-Link リクルーティング）

1. 第 3 条（契約の成立）に定める本サービスの利用契約の成立に先立って当社との間で HITO-Link リクルーティングの利用契約を締結していない求人企業が、第 3 条（契約の成立）により本サービスの利用を開始した際には、「採用支援システム（HITO-Link リクルーティング）の利用に関する規約」（以下、「HITO-Link リクルーティング規約」といいます）に定める条件に同意したものと見做され、HITO-Link リクルーティング規約に定める条件に従って、第 9 条（利用期間）に定める本サービスの利用期間中、無償で HITO-Link リクルーティング（以下、「無償版 HITO-Link リクルーティング」といいます）を利用することができるものとします。
2. 本条に定める無償版 HITO-Link リクルーティングの利用にあたっては、HITO-Link リクルーティング規約の第 2 条（契約の成立）、第 4 条（導入支援サービス）、第 10 条（求人媒体サイトからの取込みの代行）、別紙 3「採用支援サービス（HITO-Link リクルーティング）に関する SLA（サービス品質レベル）について」の「II サービス提供時間（4）ログの保管」、および利用料金にかかる各規定は適用されず、かつ、第 13 条（利用期間）は以下に置き換わるものとします。

「採用支援システム（HITO-Link リクルーティング）の利用に関する規約」
第 13 条（利用期間）
1.本サービスの利用期間は、HITO-Link エージェントの利用期間に従うものとします。
2.当社がお客様の HITO-Link エージェントの使用実績を半年間確認できなかった場合、当社は本サービスの利用契約および HITO-Link エージェントの利用契約を解約できるものとします。

---

3. 本サービスの利用に関するものか、あるいは HITO-Link リクルーティングのサービスの利用に関するものか切り分けが困難な事象については、本規約第 6 条（バックアップ）、第 8 条（アカウント）、第 22 条（禁止事項）、第 25 条（情報の利用等）、第 30 条（免責）、第 31 条（著作権等）、第 33 条（利用契約の解除）および第 38 条（存続条項）の規定を、HITO-Link リクルーティング規約の規定に優先して適用するものとします。

第3条　（契約の成立）

1. お客様（既存求人企業を除きます。以下、本条において同じ）は、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の申込書または WEB・メールの申込フォーム（以下総称して、「申込書等」といいます）に必要事項を記載し、当社または代理店に提出することにより、本サービスの利用申込を行うものとします。
2. お客様は、本サービスの利用申込を、本サービスの利用契約（以下、「利用契約」といいます）を締結する正当な権限を有する者に行わせるものとし、利用契約を締結する正当な権限を有しないお客様の従業員等その他第三者の代理による申込を行わないものとします。
3. 当社は、お客様より前二項で定める方法により本サービスの利用申込があった日から 10 営業日以内に、当社所定の審査を行うものとし、当社が申込を承諾した場合（アカウント発行等により承諾の意思を表した場合を含みます）、利用契約は申込書等に記載された申込日をもって成立し、第 9 条（利用期間）に定める本サービスの利用期間が終了するまで有効に存続するものとします。
4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、申込を承諾せず、または取り消すことがあります。
   (1) 申込書等の記載内容に虚偽の事実が存在する場合
   (2) お客様が、本サービスまたは当社の提供する他のサービスの料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) お客様に、本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
(4) 本サービスもしくは HITO-Link リクルーティングと類似または競合する事業を行うお客様が本サービスの利用申込を行ったと当社が判断したとき
(5) お客様が本規約のいずれかに違反している、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
(6) お客様が本サービスを利用するにあたって必要な条件に欠けるとき
(7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

第4条 （届出事項および届出事項の変更）

1. お客様は、本サービスの利用申込の際、当社所定の届出事項を申込書等に記載する方法で当社へ届け出るものとします。
2. お客様は、前項の届出事項にその後変更が生じた場合、遅滞なく変更後の内容を当社に書面（電子メール等電磁的方法を含みます。以下同じ）にて届け出るものとし、お客様が当該届出を怠ったことにより、お客様に何らかの損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条 （本サービス使用の前提事項）

1. お客様は、コンピューター端末、通信機器、通信回線その他お客様が本サービスを利用するうえで必要となる利用環境を、自らの費用と責任で調達、保持および管理するものとします。
2. お客様が、本システムの機能の追加または一部変更を希望され、本システムの追加開発または改修が必要となる場合には、お客様と当社の間で別途契約を締結し、その条件について合意するものとします。

第6条 （バックアップ）

1. お客様は、お客様が本サービスの利用に際し取得、作成または登録した情報・データ（以下、「データ等」といいます）について、自らの責任で保管、保存、バックアップを行うものとし、当社は別途個別の定めによりバックアップに関するサービスを提供する場合を除いて、お客様による当該データ等の保管、保存、バックアップ等に関して、法令（電子帳簿保存法など）に基づく長期保管を含め、一切責任を負わないものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、本システムに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、データ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことがあります。

第7条 （委託および販売代理店）

1. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先と個人情報および機密情報の取扱いに関する契約を締結し、適切に監督するものとし、当該委託先の行為につき連帯してその責任を負うものとします。
2. 本サービスの販売は、代理店が行うことがあります。
3. 代理店が販売を行う場合、本サービスの利用料金、支払条件（振込先を含みます）その他利用料金の支払にかかる諸条件（第 17 条（利用料金等））については、代理店とお客様の間で合意した内容によるものとし、お客様は当該合意内容に基づき、本サービスの利用料金等を代理店に支払うものとします。利用料金等の支払遅延による遅延損害金（第 21 条（遅延損害金））についても、お客様は代理店に支払うものとします。また、利用申込書等の提出（第 3 条（契約の成立）第 1 項）、届出事項の変更（第 4 条（届出事項および届出事項の変更）第 2 項）、サービス内容等の申込内容の変更、本サービス利用契約の終了（第 9 条（利用期間））については、お客様は代理店に連絡をするものとします。

第8条　（アカウント）

1. 当社は、本サービスの提供に際し、お客様（既存求人企業を除きます。以下、本条において同じ）に対して管理者アカウントを発行の上これを付与します。
2. お客様は、自社の従業員に対して個別アカウントを発行の上これを付与します。なお、お客様は、自社のグループ会社またはフランチャイズ加盟店等（以下、「グループ会社等」といいます）の従業員に対して個別アカウントの発行を行う場合には、あらかじめ当該グループ会社等の法人名を当社に届けでたうえで当社の承諾を得るものとします。
3. お客様は、1 つのアカウントを複数の個人または法人で共有および使用することはできないものとします。アカウントの新規利用者への譲渡は、前利用者がその活動を完全に中止し、本サービスにアクセス不可能となった場合に限り、当社の事前の書面による承諾を条件に認められるものとします。
4. お客様は、アカウントを、当社の事前の書面による承諾がないかぎり、第三者（グループ会社等を含み、以下本規約において同様とします）に利用させることはできません。また、当社の事前の書面による承諾がないかぎり、第三者のために利用することもできません。
5. お客様は、自己のアカウントの使用および管理について一切の責任を負うものとし、盗難、紛失、不正使用、および他人による無断使用等の場合を含め、お客様に責任があると否とを問わず、当社は、アカウントの使用および管理から生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。
6. 第 4 項に基づき当社の承諾を得たうえで第三者に利用させる、または第三者のために利用する場合、お客様は、当該利用が職業安定法に定める規制(職業安定法第 36 条第 1 項にいう規制を含みますがこれに限られません)をはじめとする法令を遵守することを保証し、当該第三者についても法令および本規約を遵守させるものとします。

第9条　（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、申込書に記載する期間とします。ただし、利用期間終了日の 1 箇月前までにお客様または当社から相手方に対し、更新しない旨または条件変更の申入れの書面による通知がない限り、当該時点と同一の条件（サービス内容および利用料金等を含みます）で引き続き延長するものとし、以後も同様とします。
2. 前項の他、無償版を含む HITO-Link リクルーティングの利用が終了した場合、本サービスの利用は終了するものとします。
3. お客様が、利用期間経過前に利用契約を中途解約する場合は、既に支払い済みの利用料金等（第 17 条にて定義します）を除く利用期間分の利用料金等をお支払いいただきます。また、お客様が既に申込済の利用期間分にかかる利用料金等を当社に支払い済みの場合、当社は一切の返金を行わないものとします。
4. サービス利用開始日または利用終了日が月途中であっても、当該月は 1 箇月の利用として期間を計算します。

第10条　（求人企業による利用）

1. 求人企業は、自社の求人情報（職業安定法第 5 条の 3 第 2 項に定める労働条件を含み、以降も同じとします）を本サービスに登録することができます。
2. 求人企業は、パートナーエージェントから自社の求人情報に対する推薦（第 12 条第 3 項にて定義します。以下同じ）を受けることができます。

3. 求人企業は、自社の求人情報に対してパートナーエージェントから求職者の推薦を受けた場合には、速やかに当該求人情報に関して採用選考手続を進めるものとし、その進捗を本サービスに登録するものとします。
4. 前項の採用選考手続を経て内定を決定した場合、求人企業は、パートナーエージェントに対して、理論年収、入社予定日、および入社条件に付随する情報等を記した内定をオファーする通知（以下、「内定オファー」といいます）を行うことができます。
5. 求人企業が、求職者の雇用を開始した際には、当該時点から 2 営業日以内に本サービス上にて所定の操作を行うことによりその事実をパートナーエージェントに通知しなければなりません。

第11条 （求人企業エージェントによる利用）

1. 求人企業エージェントは、自社が別途展開している人材紹介サービスにおいて求人申込を受理した顧客企業（以下、「顧客企業」といいます）の求人情報等を本サービスに登録することができます。
2. 求人企業エージェントは、顧客企業の求人情報に対してパートナーエージェントから求職者の推薦を受けた場合には、速やかに当該求職者を顧客企業に紹介し、同企業による採用選考手続を進めるとともに、その進捗を本サービスに登録するものとします。
3. 顧客企業が前項の採用選考手続を経て内定を決定した場合、求人企業エージェントは、パートナーエージェントに対して、内定オファーを行うことができます。なお、内定オファーの内容の決定権は顧客企業にあるものとし、求人企業エージェントは、当該顧客企業が決定した内容を同企業に代わって本システム上に正確に反映するものとします。
4. 求人企業エージェントは、顧客企業が求職者の雇用を開始した際には、当該時点から当社所定の期日までに本サービス上にて所定の操作を行うことによりその事実をパートナーエージェントに通知しなければなりません。
5. 求人企業エージェントは前各項に基づき、顧客企業の求人情報等を本サービスに登録する際、および、顧客企業の意思決定内容を本システム上に反映する際には、必ず当該登録または反映内容に関する顧客企業の同意を得なければなりません。求人企業エージェントが顧客企業から同意を得なかったことによって生じた問題や損害については、全て当該求人企業エージェントの責任であり、当社は一切責任を負いません。

第12条 （パートナーエージェントによる利用）

1. パートナーエージェントは、本サービスに求職者情報等を登録することができるとともに、求人企業または求人企業エージェントが登録した求人情報を閲覧することができます。ただし、閲覧可能な情報の範囲は、本システム上、一定範囲に限定される場合があります。
2. パートナーエージェントは、求職者情報等の個人情報を登録の対象となる個人から適切な方法で適法に取得するものとします。
3. 求職者情報を有するパートナーエージェントは、求人企業または求人企業エージェントに対して、同企業または同求人企業エージェントが登録した求人情報に合致すると自身が判断した求職者情報を、本システムを介して提供する（以下、「推薦」といいます）ことができます。
4. パートナーエージェントは前項に基づき求職者を推薦する際には、必ず当該情報にかかわる求職者本人の同意（求職者情報データベースから情報取得した求職者を推薦する場合においては、求職者情報データベース提供事業者に求職者情報を提供する場合があることに対する求職者本人の同意を含みます）を得なければなりません。パートナーエージェントが同意を得なかったことによって生じた問題や損害については、全て当該パートナーエージェントの責任であり、当社は一切責任を負いません。なお、同意を得るにあた

っては、当社所定の様式を用いるか、当該様式に記載する事項を必ず盛り込んだ様式を利用するものとします。

5. パートナーエージェントは、自己が推薦した求職者について、求人企業または顧客企業による採用選考の結果、内定オファーを受領した場合、求職者本人に当該内定オファーを受諾するかどうか、確認するものとし、速やかに当該求職者の意思を本サービス上に登録するものとします。

第13条 （職業紹介契約の成立）

第 10 条（求人企業による利用）に従い求人企業によりパートナーエージェントの推薦がなされたときに、当該求人企業および当該パートナーエージェントの間で、本契約の別紙 1「人材紹介に関する契約」記載の条件および本システム上で登録された条件に基づき、職業紹介契約が成立するものとします。

第14条 （業務提携契約の成立）

第 11 条（求人企業エージェントによる利用）に従い求人企業エージェントによりパートナーエージェントの推薦がなされたときに、当該求人企業エージェントおよび当該パートナーエージェントの間で、本契約の別紙 2「職業紹介事業者間における業務提携に関する契約」記載の条件および本システム上で登録された条件に基づき、業務提携契約が成立するものとします。

第15条 （紹介手数料）

1. 求人企業または顧客企業において、本サービスにより推薦を受けた求職者の雇用開始に至った場合、求人企業または求人企業エージェントは、第 13 条（職業紹介契約の成立）に定める職業紹介契約または第 14 条（業務提携契約の成立）に定める業務提携契約に基づいて、パートナーエージェントに対し、紹介手数料としての報酬およびこれにかかる消費税等（以下、総称して「紹介手数料等」といいます）を支払う義務を負うものとします。
2. 求人が新卒求人である場合、前項の「本サービスにより推薦を受けた求職者の雇用開始に至った場合」を「本サービスにより推薦を受けた求職者が内定承諾に至った場合」と読み替えるものとします。

第16条 （事務手数料）

1. 求人企業または顧客企業において、本サービスにより推薦を受けた求職者の雇用開始に至った場合、求人企業または求人企業エージェントは、当社に対し、事務手数料およびこれにかかる消費税等（以下、総称して「事務手数料等」といいます）を支払うものとします。
2. 事務手数料は、求人企業の場合、第 15 条（紹介手数料）に定める紹介手数料（税抜き）の 20%と 15 万円のいずれか高い方の金額とし、求人企業エージェントの場合、別途当社と別の取り決めをしない限り、顧客企業から受領する紹介手数料（税抜き）の 20%と 15 万円のいずれか高い方の金額とします。
3. 求人が新卒求人である場合、第 1 項の「本サービスにより推薦を受けた求職者の雇用開始に至った場合」を「本サービスにより推薦を受けた求職者が内定承諾に至った場合」と読み替えるものとします。

第17条 （利用料金等）

1. パートナーエージェントは、当社に対して、本サービスに対する利用料金を以下のいずれかの方法により支払うものとします。

(1) 月額固定方式：本サービス利用契約有効期間中の毎月固定の利用料金を一括して支払う方式

(2) 成果課金方式：自己が本サービス上で推薦した求職者が求人企業または顧客企業において雇用開始に至った場合に都度、利用料を支払う方式（新卒求人においては、「雇用開始に至った場合」ではなく「内定承諾に至った場合」に都度、利用料を支払うものとします）

2. パートナーエージェントは、前項に定める方式を選択のうえ、利用料金として、申込書等に記載された金額およびこれにかかる消費税等（以下、総称して「利用料金等」といいます）を申込書等に記載された支払期日までに当社に対し支払うものとします。なお、当社は、受領済みの利用料金等について、第 20 条の定めに基づき紹介手数料等の返還を行う場合を含み、いかなる理由があっても返還する義務を負いません。

第18条 （紹介手数料等および事務手数料等の支払）

1. パートナーエージェントは、当社に対し、パートナーエージェントに代理して紹介手数料等を求人企業または求人企業エージェントに請求し、かつ、これを求人企業または求人企業エージェントから代理受領する権利を付与するものとします。
2. パートナーエージェントは、当社所定の期日までに、当社所定の期間に自らの推薦により求人企業または顧客企業において雇用が開始された求職者に対応する紹介手数料等にかかる請求書を発行するものとします。ただし、新卒求人である場合、「雇用が開始された求職者」を「新卒採用決定者（内定承諾書またはこれと同等の事項を記載した文書（電磁的記録を含む）を受領した求職者をいいます)」と読み替えるものとします。
3. 当社は、前項の請求内容に従い、パートナーエージェントに代理して、求人企業または求人企業エージェントに対して紹介手数料等に関する請求書を発行し、当該紹介手数料を受領します。また、当社は、かかる紹介手数料等の請求書の発行に併せて、当該紹介手数料等に対応する事務手数料等にかかる請求書を求人企業または求人企業エージェントに対して発行するものとします。
4. 求人企業または求人企業エージェントは、前項に基づく当社からの請求を受けたときは、請求書記載の紹介手数料等および事務手数料等の合計額を、請求書に記載された支払期日（原則として、新卒求人の場合は、求職者の内定承諾書またはこれと同等の事項を記載した文書（電磁的記録を含む）を受領した日（以下、「新卒採用決定日」）の翌月末日、その他の求人の場合は、求職者の雇用開始日の翌月末日とします）までに当社に対して支払うものとします。
5. 当社は、パートナーエージェントに対し、第 3 項に基づき求人企業または求人企業エージェントから代理受領した紹介手数料等を、第 2 項に基づくパートナーエージェントからの請求書受領日の翌月末日（原則として、新卒求人の場合は、求職者の内定承諾日の翌月末日、その他の求人の場合は、求職者の雇用開始日の翌月末日）までに支払います。なお、当社は、パートナーエージェントが第 17 条第 1 項第 2 号に定める成果課金方式での利用料支払いを選択した場合、当該代理受領した紹介手数料等からパートナーエージェントが当社に対して負担する利用料金等の額を控除した金額を支払うことができるものとします。
6. 当社は、求人企業または求人企業エージェントが紹介手数料等の全部または一部を第 4 項に定める支払期日までに当社に支払わなかった場合であっても、当社の裁量により、求人企業または求人企業エージェントに代わり、パートナーエージェントに対して紹介手数料等の全額の支払いを行うことができ、求人企業または求人企業エージェントは、本項に基づく当社による弁済について異議なく承諾するものとします。また、当社は、本項に基づき紹介手数料等の立替払いを行ったときは、速やかに求人企業または求人企業エージェントに対してその旨を通知するものとし、この場合、当該求人企業または求人企業エージェントは、ただちに、当社に対して、当社による立替金相当額を支払うものとする。

7. 第 10 条（求人企業による利用）第 5 項または第 11 条（求人企業エージェントによる利用）第 4 項に基づく求人企業または求人企業エージェントからパートナーエージェントに対する雇用開始の通知（新卒求人の場合はパートナーエージェントからの内定承諾の通知）以降は、当社は、求人企業または求人企業エージェントおよびパートナーエージェント連名での書面による申し出がない限り、前各項に定める紹介手数料等および事務手数料等の決済手続を進めるものとし、これによりお客様に損害等が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。なお、求人企業または求人企業エージェントによる通知内容とパートナーエージェントによる通知内容とが一致しない場合には、求人企業または求人企業エージェントおよびパートナーエージェントの間で誠実に協議するものとし、当社は、双方からの一致した申し出があれば、決済手続の停止等の適切な処置を取ることができるものとします。

第19条 （支払手続）

1. お客様は、第 15 条（紹介手数料）に定める紹介手数料等、第 16 条（事務手数料）に定める事務手数料等、第 17 条（利用料金等）に定める利用料金等および第 20 条（紹介手数料等の返還）第 2 項に定める返還手数料（以下、総称して「各種料金」といいます）の請求があった場合、各種料金を、請求書の記載に従い、当社が指定する銀行口座へ振込み送金の方法または当社が別途定める方法で決済を行うものとします。
2. 各種料金の支払期日として指定された日が金融機関の休業日である場合、その前営業日を支払期日とします。
3. お客様が、振込送金の方法により各種料金または第 18 条（紹介手数料等および事務手数料等の支払）第 6 項に基づく立替金相当額の支払を行う場合、振込手数料は、送金を行うお客様の負担とします。また、当社が、振込送金の方法によりお客様に各種料金を支払うときは、振込手数料は当社の負担とします。
4. 本サービスの利用期間において、第 28 条（本サービスの停止）に定める本サービスの停止もしくはその他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、別途の定めがない限り、お客様は、利用期間中の利用料金等の支払を要します。
5. お客様は、申込書等に記載することにより、お客様以外の第三者を各種料金の請求先に指定することができます。かかる場合、当社は、お客様の利用料金等の請求を、当該第三者（以下、「請求先」といいます）に行うものとします。ただし、本項に基づく請求先の指定および当社による請求先に対する請求行為は、お客様の各種料金の支払義務を減免するものではありません。
6. 当社は、本サービスを行うために特別の支出をしたときは、お客様に対して申込書等に定める利用料金等とは別に当該費用を請求できるものとし、この場合、申込書等に特別の定めがない限り、支払条件は本規約に定める利用料金等の支払規定を準用します。なお、特別の支出が必要な場合、当社はその旨事前にお客様に理由を示して通知したうえで、当該支出についてお客様の承諾を得るものとします。
7. お客様は、本規約において当社を介して精算することが予定される債権債務、および、当社に対して取得しまたは負担する債権債務について、相殺の用に供することはできないものとします。

第20条 （紹介手数料等の返還）

1. 求人企業または求人企業エージェントは、求職者の雇用開始後に求職者の早期退職等（求人情報と併せて本システム上に明示される期間内において、求職者が就業開始後に自らの意思で退職し、または自己の責に帰すべき事由を原因として解雇された場合をいいます。以下同じ。）の事情が発生した際には、早期退職等の確定日から 2 営業日以内（求人企業エージェントについては、別途当社が定める期日まで）に本サービス上にて所定の操作を行うことによりその事実を当社およびパートナーエージェントに通知しなけ

ればなりません（以下、当該通知を「早期退職通知」といいます)。なお、新卒求人の場合には、入社辞退（新卒求人において雇用開始前に求職者が自らの意思で入社を辞退し、または自己の責めに帰すべき事由により採用を取り消された場合をいいます。）も早期退職等に含まれ、以下同様とします。

2. パートナーエージェントは、自己が推薦した求職者について早期退職等の事情が発生した場合、当該推薦を行った求人企業または求人企業エージェントに対し、自己の受領した紹介手数料等の全部または一部（以下、「返還手数料」といいます）を返還しなければなりません。なお、返還手数料の料率は、求人情報と併せて本システム上に明示される料率とします。また、この場合でも、当該求職者に関して発生した事務手数料等は返還の対象とはされず、当社は、受領済の当該事務手数料を返金する義務を負わず、また、未受領の当該事務手数料に関する権利を失わないものとします。
3. 求人企業または求人企業エージェントは、当社に対して、パートナーエージェントに対する返還手数料の代理請求権および代理受領権を授与するものとします。
4. 当社は、第 1 項に定める早期退職通知を受けた後、遅滞なく、パートナーエージェントに対して当該早期退職等に関する返還手数料の請求書を代理発行し、パートナーエージェントから当該返還手数料を代理受領します。
5. パートナーエージェントは、前項の定めに基づき当社が代理発行した請求書を受領したときは、当該請求書に記載する期日までに返還手数料を返還するものとします。
6. 当社は、本条に基づいて返還手数料を代理受領した後、受領日の翌月末日までに当該求人企業または求人企業エージェントに対し、代理受領した返還手数料を支払います。
7. 当社は、事情の如何を問わず、パートナーエージェントから返還手数料を受領できない場合には求人企業または求人企業エージェントへ返還手数料を支払う義務を負いません。

第21条　（遅延損害金）

お客様が、当社に対する事務手数料等、利用料金等または第 18 条（紹介手数料等および事務手数料等の支払）第 6 項に基づく立替金相当額の支払を怠った場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6%の割合で当社に対し遅延損害金を支払うものとします。この場合の諸費用は、お客様の負担とします。

第22条　（禁止事項）

1. お客様は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
   (1) パートナーエージェントが利用契約の有効期間中および利用契約終了後 1 年の間、本サービス上の求人企業または求人企業エージェントと本システムを介さずに求人の申し込みをする目的で連絡を取り、または当社の承諾を得ることなく当社を通じずに求人企業または求人企業エージェントと有料職業紹介契約や職業紹介事業者間の業務提携契約を締結する行為
   (2) 求人企業または求人企業エージェントが利用契約の有効期間中および利用契約終了後 1 年の間、本サービス上で推薦を受けた求職者と本システムを介さずに求職の申し込みをする目的で連絡を取り、または当社の承諾を得ることなくパートナーエージェントを通じずに当該求職者に内定を通知する、もしくは雇用契約を締結する行為
   (3) 求人企業または求人企業エージェントが利用契約の有効期間中および利用契約終了後 1 年の間、当社の承諾を得ることなく、本サービス上のパートナーエージェントと本システムを介さずに職業紹介契約や職業紹介事業者間の業務提携契約を締結する行為
   (4) 本サービスを通じ、以下に該当する情報を送信等する行為

(ア) 暴力的または残虐な表現を含む情報
(イ) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
(ウ) 当社またはその他の第三者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損し、または毀損するおそれのある情報
(エ) わいせつな表現を含む情報
(オ) 差別を誘引または助長する表現を含む情報
(カ) 自殺または自傷行為を誘引または助長する表現を含む情報
(キ) 薬物の違法または不適切な利用を誘引または助長する表現を含む情報
(ク) 宗教的行為、宗教団体、政治的活動、政治団体の宣伝または広告の情報
(ケ) 反社会的な表現を含む情報
(コ) チェーンメールその他の第三者への情報の拡散を求める情報
(サ) 他人に不快感を与える表現を含む情報
(シ) 面識のない異性との出会いを目的とした情報
(ス) コンピューター・ウィルス等の有害なプログラムを流布させる情報
(セ) その他当社が不適切と判断する情報

(5) 本サービスの全部または一部を複製、変更、翻案等する行為
(6) 本システムにつき、リバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為
(7) 本システムの全部または一部を、有償無償を問わず、当社の事前の承諾なしに、第三者（お客様のグループ会社またはフランチャイズ加盟店等を含みます）に貸与または使用させる行為
(8) 第三者に成りすます行為
(9) 本サービス上での本サービスの趣旨に反する宣伝、広告、勧誘または営業をする行為
(10) 虚偽、不完全、不正確な情報を本システムに登録または当社に届け出る行為
(11) 当社またはその他の第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
(12) 本サービスの利用目的に反する行為、または本規約に違反する行為
(13) 本サービスを日本国外で利用する行為
(14) 本サービスの運営を妨げる行為、犯罪行為その他の法令違反に結びつく行為、または公序良俗に反する行為
(15) 当社または第三者の機密情報もしくは個人情報を、その他の第三者に不正に公表、開示、提供および漏洩する行為
(16) 他のお客様の本サービスの利用を妨害する行為
(17) お客様への本サービスの提供を継続することが不適切であると当社が判断するにいたる行為

2. お客様は本サービス上で公開されている情報および本サービスを通じて得た個人情報を、本サービス外でリスト化し、または本サービスを離れて営業目的で使用してはなりません。
3. お客様は、本サービスの利用中および利用終了後から 2 年間は、本サービスに類似する業務を行ってはなりません。

第23条 （違約金）

1. お客様が前条第 1 項（1）（2）ないし（3）のいずれかに違反した場合は、当社に対して違反件数（当該求人企業、エージェントまたは求職者の数に応じて算出）1 件あたり金 200 万円の違約金を支払うものとします。

2. お客様が紹介手数料の算定に影響を及ぼす内容について虚偽の申出をした場合、または前条第 2 項に反した場合は、当該お客様は、当社に対して金 200 万円の違約金を支払うものとします。
3. お客様が前条第 3 項に反した場合は、当社に対して金 1 億円の違約金を支払うものとします。

第24条 （エージェントによる表明保証）

1. エージェントは、当社に対し、自らが有料職業紹介事業者であることをあらかじめ表明し、保証します。また、エージェントは厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」に以下の明示事項が常に最新で適切に記載されていることを表明保証し、当社から要求があった場合、有料職業紹介事業者であることを証明する書面の写しを、当社に対し、提出するものとします。
   (1) 事業所の名称および所在地、許可番号
   (2) 取扱職種の範囲等
   (3) 手数料に関する事項
   (4) 返戻金制度に関する事項
   (5) 違約金等に関する事項
   (6) 就職者の数および就職者の数のうち無期雇用の者の数
   (7) 無期雇用の就職者のうち就職後 6 箇月以内に離職した者の数
   (8) 無期雇用の就職者のうち就職後 6 箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかでない者の数
   (9) 取扱職種ごとの常用就職（無期雇用または 4 箇月以上の有期雇用）1 件当たりの平均手数料率
   (10) 苦情の処理に関する事項
   (11) 個人情報の取扱いに関する事項
2. 利用契約の有効期間中、エージェントが有料職業紹介事業にかかる許可その他必要となる許認可を喪失等した場合、エージェントは、速やかに当社に連絡するとともに、本サービスの利用を停止するものとします。

第25条 （情報の利用等）

1. お客様は、当社が、本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、本サービスに関連するお客様の情報・データ（データ等を含み、以下本条において同様とします）について、監視、分析、調査等必要な行為を行うこと、についてあらかじめ同意するものとします。
2. お客様は、当社または委託先が、本サービスの利用期間中、お客様から依頼を受けた場合、本サービス上のお客様同士の通信内容を本サービスに関して保守、運用上または技術上必要な範囲で確認することについてあらかじめ同意するものとします。なお、本同意を撤回する場合、当社のサポートサービスに連絡するものとします。
3. お客様は、当社が、本サービスに関連するお客様の情報およびこれを加工して生成した統計データ、分析データまたは集合的データ（個人情報自体は含みません）を、本サービスの提供、維持、改善、利用状況の分析、当社の事業活動、機械学習その他の方法による処理・活用のために利用し、ならびにどのお客様に関する情報であるかを特定できない形式で第三者に開示することにあらかじめ同意するものとします。

第 25 条の 2（外部サービスとの連携）

パートナーエージェントは、当社と連携（API によるものを含みますがこれに限られません）する企業が提供するサービス（当社が別途通知するものとし、「コネクトサービス」といいます）内で別途承諾することにより本サービスにお客様が登録した情報を当該サービスに開示、転送することができるものとします。

このときコネクトサービスを利用するパートナーエージェントは別紙 3 に定めるコネクトサービス利用規約に従うものとし、お客様は、本サービスの利用目的に必要な範囲でお客様の情報・データがコネクトサービス提供企業へ移転されることにあらかじめ同意するものとします。

第26条 （宣伝広告）

1. 当社は、お客様から別段の申し出が無い限り、お客様が本サービスを利用している事実を他のお客様に紹介することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、お客様の登録商標の公開・掲載は、お客様の事前承諾のうえで行うものとします

第27条 （契約終了後の処理）

1. お客様は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた全ての貸与物（アカウント等を含みますがこれに限定されません）を、利用契約終了後ただちに、当社の指示に従い返却またはお客様の責任で廃棄または消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了し、本条第 3 項に基づく各種料金や返還手数料の精算が完了した場合、本システムからお客様のデータ等の消去を行います。この場合、当社はお客様の申し出によっても当該データ等の復旧は行わず、また、当該データ等が完全に消去されたことは保証せず、消去証明書の発行は行いません。お客様が必要とするデータ等は、第 6 条（バックアップ）の定めに従いお客様自らの責任でデータ等のバックアップを行うものとし、当該消去に伴うお客様の損害について当社は一切その責を負わないものとします。
3. 利用契約が終了した場合であっても、当該終了日までに本サービスを通じて推薦された求職者の選考については、当該選考結果が確定するまで（選考の結果雇用に至った場合には、早期退職等の発生の有無が確定し、第 20 条（紹介手数料の返還）に基づく返還手数料の精算が完了するまで）利用契約の各規定が有効に残存するものとし、当該選考により求人企業または顧客企業に求職者が雇用された場合には、当該求職者に関する各種料金が発生するものとします。また、同様に、当該雇用された求職者について早期退職等が発生した場合、第 20 条（紹介手数料の返還）に基づく返還手数料の精算を行うものとします。

第28条 （本サービスの停止）

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、お客様へ事前に通知の上、本サービスの内容を変更し、または、本サービスの正常な提供を行うのに必要な期間、本サービスの提供を一時的に停止することができます。ただし、緊急にサービスの提供を停止する必要性が高いと判断した場合等、事前通知が困難な場合には、お客様への事後の通知をもってこれに替えることができるものとします。

(1) 本システムの定期保守、点検、もしくは更新を行う場合、またはこれらを緊急に行う必要がある場合
(2) 通常のウイルス対策では防止のできないウイルスによる被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合
(3) 突発的な本システムの故障等が発生した場合
(4) その他不測の事態の発生により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合

第29条 （本サービスの廃止）

当社は、次の場合、本サービスの全部または一部の提供を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

(1) 廃止日の 1 箇月前までにお客様に通知した場合

(2) 前条各号のいずれかに該当する場合において、本システムの修補および復旧が困難なことにより本サービスの提供を再開できない場合

第30条 （免責）

1. 当社は、本サービスに関して求人企業とエージェント（エージェント間を含みます）または求職者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、お客様に対し、お客様の本サービスの利用目的への適合性ならびに本サービスの効果等について何ら保証するものではなく、これによってお客様に生じた損害につき責任を負わないものとします。
3. お客様は、お客様のコンピューター端末におけるシステム環境によって本サービスの一部または全部をご利用いただけない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
4. 当社が提供したソフトウェア等のインストールによるお客様の情報システム、データ等への損害、動作不良、他のお客様またはその他の第三者との間のトラブルについて、当社は責任を負わないものとします。
5. お客様は、電気通信事業者、クラウドサービス事業者、ハードウェア事業者、その他の第三者が提供するサービス・製品またはお客様のコンピューター端末、通信環境等のお客様のご利用環境に起因して生じた障害、逸失利益、データの喪失に伴う損害、および本サービスを日本国外において利用したことにより生じた不利益について、当社が責任を負わないことをあらかじめ了承するものとします。
6. 第 28 条（本サービスの停止）の各号の事象が発生したことによる損害について、当社は責任を負わないものとします。

第31条 （著作権等）

1. 当社は、本サービスを利用して投稿その他送信するコンテンツ（文章、画像、動画その他のデータを含みますがこれらに限られません）について、本サービスの円滑な提供、本システムの構築・改良・メンテナンス等に必要な範囲内で、変更、切除その他の改変を行うことができるものとします。
2. お客様および求職者ならびに求人企業は、当社および当社から権利を承継しまたは許諾された者に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。
3. エージェントは前二項に定める同意を求職者または顧客企業から適切に取得するものとします。
4. 本サービスに関し当社が従前より有していたまたは本サービスの提供に伴い当社が作成、発明または考案したドキュメント（マニュアル、レポート、提案書等を含みますがこれらに限定されないものとします）、プログラムまたはシステム等（以下、「著作物等」といいます）の所有権、知的財産権その他一切の権利（以下、「著作権等」といいます）は、権利者たるお客様または第三者から提供された物を除いて、原則として当社に帰属します。
5. お客様は、本サービスの目的の範囲内において、当社より著作物等の使用を許諾されているものとします。ただし、お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、著作物等に対する複製、変更、切除その他の改変を行ってはならないものとします。
6. 前項に基づき当社の承諾のもとに行われた改変等により、新たな著作権等の知的財産権が発生した場合の権利は、原則として当社に帰属します。ただし、お客様が独自に発明したもの、またはお客様以外の第三者が独自に発明したものについては、この限りではありません。

第32条 （機密情報および個人情報の取扱い）

1. お客様および当社は、本契約に別途定める場合を除き、利用契約に関して知りえた相手方（自己以外の当事者を含みます。以下、本条において同じ）の機密情報のうち、機密と指定された情報（機密指定が明確

にない場合であっても、社会通念上機密として取り扱われる情報として、本サービスに関するノウハウ、本サービスに関する情報、技術上または営業上の一切の機密情報、また、求人企業および顧客企業のターゲット情報、選考情報、選考基準を含みます）および相手方の個人情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく利用契約履行の目的外での利用をせず、また、第三者に開示、提供および漏洩しないものとします。

2. お客様および当社は、相手方の指示があった場合または利用契約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに機密情報または個人情報を返却または廃棄し、以後使用しないものとします。ただし、第 25 条（情報の利用等）の規定に従い当社が利用する情報を除きます。
3. 前二項にかかわらず、お客様が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、パーソルグループ各社のサービスをお客様に紹介する目的の為に、利用契約の存在や取引履歴等を、パーソルグループ各社に開示および提供できるものとし、パーソルグループ各社は目的の範囲内で利用できるものとします。
4. 当社は、前項に基づきパーソルグループ各社に開示した利用契約の存在や取引履歴等に関し、パーソルグループ各社の当該情報の取扱いについて責任を負います。
5. 第 1 項の定めにかかわらず、パートナーエージェントは、求職者情報データベースから情報取得した求職者を求人企業または求人企業エージェントを通じて顧客企業に推薦し、当該求職者が当該企業に入社することが決定または実際に入社した場合であって、かつ、求職者情報データベース提供事業者がその対価請求のために成約報告（入社することが決定または実際に入社したことの報告をいい、以下同様とします。）を求めた場合においては、当該成約報告をする目的およびその範囲内に限り、自己が本システム上で知り得る求人企業または顧客企業の情報を当該事業者に対して開示することができます。なお、求人企業は当該開示について異議を述べないものとし、求人企業エージェントは、顧客企業から当該開示につき予め同意を得るものとします。
6. 求人企業エージェントは、パートナーエージェントから前項の成約報告のために顧客企業の情報開示を求められたとしても、パートナーエージェントに開示する義務を負わないものとします。当社および求人企業エージェントは、求人企業エージェントの不開示を理由にパートナーエージェントと求職者情報データベース提供事業者との間でトラブルが生じても、その責任を負いません。

第33条　（利用契約の解除）

1. お客様および当社は、相手方が下記各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なく利用契約を解除できるものとし、お客様の事情により解除された場合、お客様は当然に期限の利益を失うものとします。
   (1) 本規約の各条項のいずれかに違反した場合
   (2) 手形および小切手の不渡り、事実上の支払不能もしくはこれに準ずる状態に陥り、または破産、民事再生手続開始等の申立を受け、または自ら申し立てた場合
   (3) 各種料金等の支払債務の一部または全部の履行を遅滞し、または正当な理由なく支払を拒絶した場合
   (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合
   (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
   (6) 解散、減資、事業（営業）の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
   (7) その他自己の責に帰すべき事由により、お客様と当社との間の信頼関係の維持が困難となった場合
2. 当社は、本条第 1 項の解除をしたことによりお客様およびその他の第三者に生じた一切の損害に対し、何らの責任も負わないものとします。
3. 第 38 条（存続条項）の規定にかかわらず、エージェントの責めに帰すべき事由に起因して解除された場合であって、解除時において有効な職業紹介契約または業務提携契約（本サービスを通じて締結されたも

のに限る。以下、本項において同じ。）が存在する場合、当該職業紹介契約または当該業務提携契約も終了するものとします。

4. お客様および当社は、本条第 1 項の解除をした場合も、損害賠償請求権を放棄するものではありません。

第34条 （反社会的勢力の排除）

1. お客様および当社は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ）に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約するものとします。
   (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
   (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
   (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
   (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
   (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様および当社は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならないものとします。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様および当社は、前二項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができるものとします。相手方は、これに必要な資料を提出するものとします
4. お客様または当社は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、お客様と当社の間にて締結された全ての契約を解除することができるものとします。この場合、契約の解除を行ったお客様または当社は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。また、解除を行ったお客様または当社に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第35条 （損害賠償）

1. お客様は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、本サービスの利用から生じる損害（第 30 条（免責）各項により発生したお客様の損害を含みますが、これに限られません）については、自己の責任と負担によりこれを解決するものとし、当社は責任を負わないことに同意するものとします。ただし、当該損害が当社の故意または重過失に起因する場合は除きます。
2. 当社は、利用契約に基づき損害賠償責任を負う場合は、当該損害のうち直接かつ通常の損害について、第 17 条（利用料金等）に定める利用料金等のうち当社がお客様より既に支払を受けた 1 年間の利用料金等および事務手数料に相当する額を上限として、賠償に応じるものとします。

第36条 （本規約の変更）

1. 当社は、サービス・機能等の追加・変更、販売方法・料金プランの追加・変更、定義の追加・変更、サー

ビス名やサービスブランドの変更、他社のサービスとの連携による特約事項の追加、法令改正や社会規範・社会情勢の変化の反映、当社の他のサービスに関する規約との整合・統一化、誤字・脱字等の文言の修正等（これらを含みますがこれらに限られません）の場合に、本規約の内容を随時変更できるものとします。

2. 本規約を変更する場合、当社は変更後の規約内容および変更日を、事前に本サービスに使用される WEB 画面上に掲載または書面・電子メール等で変更日の 1 箇月前から通知するものとし、次項に定める異議の通知がない場合、異議通知期限が経過した時点で変更日をもって、お客様が変更後の規約につき同意したものとみなします。ただし、お客様一般に利益となる変更または誤字・脱字等の文言の修正等お客様一般に不利益を及ぼさない変更については、掲載後または通知後ただちに変更後の規約を適用できるものとします。
3. お客様は、変更後の規約内容を承諾しない場合には、前項に基づく当該変更後の規約内容および変更日にかかる WEB 画面上への掲載日または書面・電子メール等の通知発信日（双方の措置を行う場合はいずれか早い日）より 1 箇月以内に、当社に対して書面により異議を通知するものとします。当該書面による異議が期限内に当社に到達した場合、当社は当該変更について、お客様と協議するものとします。

第37条　（権利義務譲渡の禁止）

お客様は、本サービスに関する契約上の地位、およびこれに関して生じた当社に対する債権等いかなる権利義務も、当社の事前の書面による承諾なく第三者に移転、譲渡または担保に供することはできません。

第38条　（存続条項）

1. 第 8 条（アカウント）第 5 項、第 15 条（紹介手数料）から第 21 条（遅延損害金）まで、第 22 条（禁止事項）第 1 項（1）（2）（3）、第 2 項および第 3 項、第 23 条（違約金）、第 25 条（情報の利用等）、第 27 条（契約終了後の処理）、第 30 条（免責）、第 31 条（著作権等）、第 32 条（機密情報および個人情報の取扱い）、第 33 条（利用契約の解除）第 2 項、第 4 項、第 34 条（反社会的勢力の排除）第 4 項第 2 文、第 3 文、第 35 条（損害賠償）、第 37 条（権利義務譲渡の禁止）、並びに、本条から第 41 条（合意管轄）までについては、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。
2. 利用契約の終了時において、有効な職業紹介契約または業務提携契約（本サービスを通じて締結されたものに限る。以下、本項において同じ。）が存在する場合、利用契約は、当該職業紹介契約または業務提携契約が終了するまでの間、なお効力を有するものとします。

第39条　（協議）

本規約に定めのない事項または本規約の条項について疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決するよう努めるものとします。

第40条　（準拠法）

利用契約に関する準拠法は、日本国法とします。

第41条　（合意管轄）

利用契約に関する一切の紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【電子サインに関する特約】

第1条　（適用関係）

1. 「電子サインに関する特約」（以下、「本特約」といいます）は、当社所定の電子サインサービス（以下、「本電子サインサービス」といいます）を用いて、利用契約を締結したお客様のみに適用されます。
2. 本特約は、本規約および付随する別紙（以下、「本規約等」といいます）と一体となって適用され、本規約等と本特約とで矛盾抵触する規定は本特約が優先されます。
3. 本特約にて定義される用語は、特掲が無い限り本特約のみ有効とします。

第2条　（電子サインによる契約締結）

1. お客様および当社は、本特約の各条項に従うことを条件に、本規約第 2 条に定める契約の締結の方法として、本電子サインサービスを用いることに合意するものとします。
2. 本電子サインサービスを用いて契約を締結する場合、本規約第 2 条第 3 項に定める申込日は、お客様による電子サイン日とします。
3. お客様および当社は、本電子サインサービスを用いて締結された契約（以下、「電子サイン文書」といいます）に関連してお客様と当社との間で紛争が生じた場合、電子サインによること等を理由として、電子サイン文書の有効性および真正性について異議を申し立てないものとします。

第3条　（電子サインの署名権者）

1. お客様および当社は、その社内規定で電子サインの署名権者（委任可能なことを定めている場合には、その受任者を含みます）を定めている場合には、当該署名権者に電子サイン文書への電子サインを行わせるものとします。
2. お客様および当社は、相手方がその社内規定で電子サインの署名権者を定めていない場合には、実際に電子サイン文書に電子サインをした相手方の役員または従業員が、相手方の正当な署名権者であると見做すことができるものとし、また相手方は、当該役員または従業員が無権代理者であるとして、当該電子サイン文書の無効を主張することができないものとします。

第4条　（署名権者のメールアドレスと本人性）

1. お客様および当社は、相手方に知らせた、本特約第 3 条第 1 項または第 2 項の電子サインの署名権者のメールアドレスは、電子サインの署名権者に正当に付与したメールアドレスであることを保証します。
2. お客様および当社は、前項に定めるメールアドレスから発信または返信された電子サイン文書は、電子サインの署名権者の意思によって電子サインが行われたものであることを保証します。

2025 年 2 月 25 日 制定
2026 年 12 月 7 日 改訂

別紙 1

「人材紹介に関する契約」

求人企業（以下、「甲」という）と、パートナーエージェント（以下、「乙」という）とは、甲が行う人材の採用に関し、下記のとおり、甲が乙に人材の紹介を依頼する契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条　（業務内容）

1. 乙は、甲が行う人材の採用を支援するため、甲より明示された求人条件に該当する人材（以下、「求職者」という）を、甲に対し紹介（以下、「本業務」という）する。
2. 乙は、職業紹介事業者として誠実に本業務を遂行する義務を当然に負うものとする。
3. 甲は、乙より紹介された求職者および乙より提供された情報等に基づいて選考の上、その採用の可否を決定する。

第2条　（報酬の発生）

1. 甲が、乙より紹介された求職者の採用を決定した場合、求職者が甲へ入社した段階で、本業務に対する報酬（以下、「報酬」という）が発生する。ただし、対象求人が新卒求人である場合は、求職者が内定を承諾した段階で報酬が発生する。
2. 求職者が、甲に入社しなかった場合、および入社はしたが実際に就業しなかった場合は、甲は乙に対する報酬を支払わないものとする。ただし、新卒求人について求職者が内定を承諾した後に入社しなかった場合は、第 6 条（報酬の返還）に従うものとする。

第3条　（オーナーシップ）

乙が求職者を甲に最初に紹介した日から 1 年以内に、甲が乙の同意なくまたは乙を介さずに当該求職者の採用を決定した場合にも、乙は甲に対して報酬を請求することができるものとする。ただし、乙による当該求職者の紹介以前に、甲が第三者から当該求職者の紹介を受けていた場合、または当該求職者から応募の意思表示を受けていた場合にはこの限りではない。

第4条　（直接交渉の禁止）

甲は、正式に求職者の採用が決定するまで、乙を介さずに当該求職者と直接選考内容について、協議せず、また直接当該求職者と連絡をとらないこととする。ただし、最初の紹介から 1 年が経過し、または、本契約が終了した場合にはこの限りではない。

第5条　（報酬の算出）

報酬は、パーソルイノベーション株式会社が提供する求人プラットフォームサービス「HITO-Link エージェント」（以下、「HITO-Link エージェント」という）上に登録された条件とする。

第6条　（報酬の返還）

1. 採用決定者が、就業開始後 HITO-Link エージェントに登録された期間内に自らの意思で退職し、または採用決定者の責に帰すべき事由を原因として解雇された場合（以下、「早期退職等」といい、新卒求人の場合には、入社辞退（新卒求人において雇用開始前に求職者が自らの意思で入社を辞退し、または自己の責めに帰すべき事由により採用を取り消された場合をいう。）も早期退職等に含まれる）、乙は、報酬の一部

を、HITO-Link エージェントに登録された料率で返還する。ただし、早期退職等の原因が甲に存する場合はこの限りではない。

第7条　（守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約に関して知りえた相手方の機密に属する情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩しないものとする。
2. 甲は、乙より提供された求職者の個人情報を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、求職者の同意を得ずに第三者に開示・提供・漏洩しないものとする。なお、乙は、甲が本契約に基づいて個人情報を使用するにつき、求職者より事前に適切な同意を取得するものとする。
3. 甲は、前項の個人情報を取扱う業務の委託をする場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、個人情報についての厳重かつ適正な取扱を定めた契約を締結し、委託先の個人情報の取扱についても責任をもって監督する。

第8条　（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反した場合、これに起因して相手方が被った損害につき賠償する責を負うものとする。

第9条　（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は HITO-Link エージェントの利用契約に従うものとする。
2. 本契約第 2 条（報酬の発生）、第 3 条（オーナーシップ）、第 5 条（報酬の算出）、第 6 条（報酬の返還）、第 7 条（守秘義務）、第 8 条（損害賠償）、本条、および第 11 条（法令遵守・合意管轄）は、本契約終了後もなお有効とする。
3. 本契約が終了した場合であっても、当該終了日までに乙が本契約に基づき甲に紹介した求職者のあっせんについては、当該あっせんに基づく雇用契約の成立可否が確定するまで本契約の各規定が有効に残存するものとし、甲および乙は、求職者への対応を、それぞれ継続して行うものとする。

第10条　（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
   (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
   (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
   (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
   (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
   (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲および乙は、前二項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
4. 甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲乙間にて締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った甲または乙は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った甲または乙に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第11条 （法令遵守・合意管轄）

甲および乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報保護法等の個人情報保護に関する法令、その他本契約ないし本業務に適用される一切の日本国法令を遵守するものとする。また、本契約に関する甲乙間の一切の争訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

別紙 2

「職業紹介事業者間の業務提携に関する契約」

求人企業エージェント（以下、「甲」という）とパートナーエージェント（以下、「乙」という）とは、本システムを介することにより、甲の保有する求人企業情報および乙の保有する求職者情報を相互に提供し、求職者の雇用契約の成立をあっせんするため、職業紹介事業者間の業務提携契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条　（報酬）

1. 本業務提携における報酬は、甲があっせん成立（新卒求人においては求職者の内定承諾、その他の求人においては求職者の雇用開始）の対価として求人企業から受領した紹介手数料を、パーソルイノベーション株式会社が提供する求人プラットフォームサービス「HITO-Link エージェント」（以下、「HITO-Link エージェント」という）上に登録された条件に従って、甲および乙間で分配する。
2. 本業務提携によって求人企業が採用した求職者が、就業開始後 HITO-Link エージェントに登録された期間内に自らの意思で退職し、または当該求職者の責に帰すべき事由を原因として解雇された場合（以下、「早期退職等」といい、新卒求人の場合には、入社辞退（新卒求人において雇用開始前に求職者が自らの意思で入社を辞退し、または自己の責めに帰すべき事由により採用を取り消された場合をいう。）も早期退職等に含まれる）、乙は、報酬の一部を、HITO-Link エージェントに登録された料率で返還する。ただし、早期退職等の原因が求人企業に存する場合はこの限りではない。
3. 報酬の請求および支払、返還方法は、HITO-Link エージェントにかかる HITO-Link エージェント利用規約の定めに従うものとする。
4. 対象求人が新卒求人である場合、第 2 項に定めるほか、採用決定者が内定承諾後から就業開始前までの間に入社辞退したとき、乙は、報酬の一部を、HITO-Link エージェントに登録された料率で返還する。ただし、入社辞退の原因が甲に存する場合はこの限りではない。

第2条　（オーナーシップ）

乙が求職者を求人企業に最初に紹介した日から 1 年以内に、求人企業が乙の同意なくまたは乙を介さずに当該求職者の採用を決定した場合にも、乙は甲に対して報酬を請求することができるものとする。ただし、乙による当該求職者の紹介以前に、求人企業が第三者から当該求職者の紹介を受けていた場合、または当該求職者から求職の意思表示を受けていた場合にはこの限りではない。

第3条　（直接交渉の禁止）

甲は自己または求人企業をして、求人企業が正式に求職者の採用が決定するまで、乙を介さずに当該求職者と直接選考内容について協議させず、また直接当該求職者と連絡をとらせないこととする。ただし、最初の紹介から 1 年が経過し、または、本契約が終了した場合にはこの限りではない。

第4条　（職安法の定めの遵守）

1. 職業安定法（以下、「職安法」という）が定める求職者に対する労働条件等の明示にかかる義務（同法第 5 条の 3 第 1 項）は、乙において行う。ただし、甲は、対象求人企業から最新かつ正確な労働条件等の情報を入手し、乙に提供するものとする。
2. 甲および乙は、前項に定める他、職安法の定めを遵守するものとする。

第5条　（守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約に関して知りえた相手方の機密に属する情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩しないものとする。
2. 甲は、乙より提供された求職者の個人情報を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、求職者の同意を得ずに第三者に開示・提供・漏洩しないものとする。また、当該求職者を推薦した求人企業にも同様の義務を課すものとする。
3. 甲は、求職者の個人情報を取扱う業務の委託をする場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、個人情報についての厳重かつ適正な取扱を定めた契約を締結し、委託先の個人情報の取扱についても責任をもって監督する。

第6条　（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反した場合、これに起因して相手方が被った損害につき賠償する責を負うものとする。

第7条　（契約終了後の協力）

本契約が終了する場合（第 8 条（本契約の有効期間）第 3 項の定めに基づき継続対応が生じる場合は、当該対応が終了したとき）、甲乙間で業務の終了・引継ぎ等について協議を行い、相手方の要請がある場合、甲および乙は、相手方または相手方の指定する者に対し本業務の円滑な引継をなす等、本業務処理の継続に支障がないよう相互に協力する。

第8条　（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は HITO-Link エージェントの利用契約期間に従うものとする。
2. 本契約第 1 条（報酬）、第 2 条（オーナーシップ）、第 5 条（守秘義務）、第 6 条（損害賠償）ないし本条、および第 10 条（法令遵守・合意管轄）は、本契約終了後もなお有効とする。
3. 本契約が終了した場合であっても、当該終了日までに甲が本契約に基づき求人企業に紹介した求職者のあっせんについては、当該あっせんに基づく雇用契約の成立可否が確定するまで本契約の各規定が有効に残存するものとし、甲および乙は、求人企業および求職者への対応を、それぞれ継続して行うものとする。

第9条　（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
   (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
   (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
   (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
   (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
   (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲および乙は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、前二項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
4. 甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲乙間にて締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った甲または乙は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った甲または乙に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第10条　（法令遵守・合意管轄）

甲および乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報保護法等の個人情報保護に関する法令、その他本契約ないし本業務に適用される一切の日本国法令を遵守するものとする。また、本契約に関する甲乙間の一切の争訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

（別紙 3）

コネクトサービス利用規約

パートナーエージェントは、自らが希望した場合、本サービスと外部サービス（当社以外が提供する採用管理サービス等のうち当社が指定したものをいいます）の連携機能（以下「コネクトサービス」といいます)」を利用することができます。
コネクトサービスを利用するパートナーエージェントは、HITO-Link エージェントの利用に関する規約（以下「本規約」といいます）に加え、コネクトサービス利用規約（以下「追加規約」といいます）が適用されることに同意するものとします。

第 1 条（提供サービスの目的・概要）
コネクトサービスを利用することにより、パートナーエージェントは本サービスと外部企業（コネクトサービス提供企業をいいます）との間で、いずれかのサービスに掲載された情報を他方のサービスに連携することができるものとします。どの情報を連携することができるかは当社と外部企業があらかじめ定めるものとします。

第 2 条（利用開始）
パートナーエージェントは、外部サービス上で必要な操作を行うことによりコネクトサービスの利用を開始することができます。

第 3 条（情報の取り扱い）
1. パートナーエージェントは、コネクトサービスにより連携された情報が必ずしも即時に反映されないことをあらかじめ承諾します。
2. 当社は、コネクトサービスの品質向上、不正利用の防止および当該サービスの維持・管理の目的で、コネクトサービスの利用に関連する情報を収集します。当社が収集した情報は、前段の目的を達成するため、コネクトサービスの提供および改善に必要な範囲で外部企業と共有され、パートナーエージェントはこれにあらかじめ同意するものとします。
3. パートナーエージェントは、コネクトサービスにより取得した情報について、本規約第 32 条に準じて取り扱うものとします。

第 4 条（必要な同意の取得）
パートナーエージェントは、コネクトサービスで連携する求職者等の第三者に関する情報が、当該第三者の機密情報または個人情報にあたるとき、当該情報が本サービスの運営に必要な範囲で外部企業から当社に移転されることについてあらかじめ同意し、また当該第三者から必要な同意を取得するものとします。

第 5 条（本規約の適用）
パートナーエージェントは、本サービス上でコネクトサービスを利用するにあたり、追加規約に記載がない事項については本規約の適用をうけることを確認します。